



イケン先生の『恐縮ですが…一言コラム』

第 561 回 大增税時代の幕開け！

2014.1.26

先般国税庁にて、税務に関する意見交換のため、稲垣光隆長官や伊藤誠徴収部長等とお会いした。色々な話の中で、どうしても話題は、消費税増税が中心にならざるを得なかった。しかし実は2014年以降、消費税に限らずいくつもの増税や負担増が予定されていること、ご存知だろうか？平成26年は「**大增税時代の幕開け**」である。

消費税率は14年4月に現行の5%から8%に引き上がる。みずほ総合研究所の試算では、消費増税に伴う家計負担は年収300万円未満世帯の年間で平均5万7529円、年収1000万円以上世帯で14万2174円増加する。更に2015年10月に、税率が10%に引き上げられた場合の負担額は年収300万円未満世帯で平均19万1764円、年収1000万円以上世帯ではなんと47万3823円にのぼるといふ。

まだまだ、増税プランはそれだけでない。

大震災の復興に充てるための**復興増税**は、復興特別法人税を廃止するが、復興特別所得税は2037年12月末までの25年にわたって所得税額に2.1%が加算され続ける。復興増税は「所得」に課税されるので、給与だけではなく退職金にもかかるし、株式の配当金や預貯金の利息にもかかる。現行で年500円を上乗せしている復興特別住民税も、14年6月からは年1000円に引き上げられる。

そして意外と大きいのは、年収1500万円超のサラリーマンに認められている一律245万円の**給与所得控除の改正**。対象となる年収を1200万円超に引き下げたうえ、控除額を230万円に減らす。その分、年収1200万円超のサラリーマンは所得税と住民税が増える。

あまり話題にならない「**隠し増税**」は、**優遇税率の停止**である。

株式の配当金や運用益などにかかる所得税や住民税は、個人の金融資産を株式市場に誘導する狙いで2003年から10%の優遇税率が適用されてきたが、14年1月からは11年ぶりに本来の20%（復興税分を除く）に戻る。株式などの配当金や運用益を非課税にする少額投資非課税制度（NISA）があわせて始まるのだが、NISAはこれまで保有している株式などは非課税の対象にならない。

更には**自動車関連税**。新車購入時には減税があるが、継続保有の場合には自動車税も、車検時にかかる自動車重量税も増税。一方、「弱いものイジメ」と反発していた軽自動車税は、2016年4月以降、現行の7200円から1万800円に大幅に引き上げられる。

そしていよいよ**相続税**。2015年から、基礎控除額が「3000万円+600万円×相続人の数」になり、現行よりも控除額が約4割減る。さらには現在50%の最高税率が55%になる。

相続税の課税割合を現行の1.5倍、4%から6%にアップ、納税者の大幅増を狙っている。国際的には相続税の無税化の動きが増えているのに対して、日本では厳しい財務状況をカバーするため一部の富裕層で、反対者が少ない税金は増税してしまえといった状況だ。

日本経済の行く末を決定すべき「大增税」時代のスタート！どうするかを見極め、今こそ「節税」対策を…するのとししないのでは大きな差が生じること、間違いないようである。